

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取り組み方針

当社は、内閣官房・公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下、労務費指針）」に基づき、以下の項目に重点的に取り組み、取引適正化の推進に努めてまいります。

【定期的な協議の実施】

取引先の方々から労務費等の上昇分にかかる取引価格の引き上げを求められていなくても、契約更新時や定例会議等などで定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けます。

【根拠資料の提出】

労務費等の上昇分にかかる価格交渉に際して、取引先の方々に説明資料や根拠資料を求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率等）に基づくものとします。取引先の方々の公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものと尊重いたします。

【サプライチェーン全体での適切な価格転嫁】

労務費等の上昇分にかかる価格交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う必要があります。直接やり取りする取引先の方々だけでなく、その先の取引先の方々との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して対応してまいります。

【協議要請への対応】

取引先の方々から労務費等の上昇分にかかる取引価格の引き上げを求められた場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは、協議に応じない一方的な代金決定であるため、十分に協議いたします。労務費等の転嫁を求められたことにより、取引を中止するなど取引先の方々の不利益になるような取り扱いはいたしません。

【考え方の提案】

労務費等の上昇分にかかる価格交渉において、必要に応じて労務費上昇分の価格転嫁にかかる考え方を提案するなど、取引先の方々に寄り添って対応いたします。

【定期的コミュニケーションと記録の保管】

取引先の方々と定期的にコミュニケーションを取り、協議内容の記録を保管することで、双方のトラブル防止に役立てます。

2025年7月1日

西鉄ビルマネジメント株式会社

代表取締役社長 高松 健司